

高槻市立口腔保健センター指定要件

指定要件書の概要(高槻市立口腔保健センター)

項	目	内 容
1	施設の名称及び所在地	<p>名 称:高槻市立口腔保健センター(以下「口腔保健センター」という。)</p> <p>所在地:高槻市城東町5番1号</p>
2	施設の概要	<p>構 造:鉄筋コンクリート造り 地下1階地上3階建て</p> <p>敷地面積(2,386.46㎡) 建築面積(1,459.40㎡) 延床面積(5,983.31㎡)</p> <p>施 設:診察室、刷掃指導室、レントゲン室、機能訓練室、技工室、医局、事務室、研修会議室、待合ホール 等</p> <p>設 備:デジタルパノラマX線撮影装置、術者用カートユニット5台 等</p>
3	業務の範囲	<p>(1) 障がい者等に対する歯科の診療に関すること。</p> <p>(2) 障がい者等に対する口腔疾病の予防、歯科口腔衛生に関する啓発等に関すること。</p> <p>(3) その他口腔保健センターの運営に関して市長が必要と認める業務</p> <p>(4) 施設、設備及び器具(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の日常的な保守点検、修理及び清掃 ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)の対象機器に対する目視等の簡易点検 <p>(5) 施設等の利用の許可に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可申請の受付及び許可 ・診療料、文書料等の徴収 ・利用者の応接 <p>(6) 施設等に係る経費(電話料金、インターネット回線使用料、FAX使用料、NHK放送受信料、コピー機及びレセプトコンピューターのリース料、エックス線漏洩線量測定料(ガラスバッジによる個人線量測定を含む。)等)の支払に関すること。</p> <p>(7) 指定管理者は、施設賠償責任保険、傷害保険、医師賠償責任保険、その他管理運営に係る損害補償に必要な保険に加入するものとし、市は建物総合損害保険(火災保険)に加入するものとする。</p> <p>(8) その他口腔保健センターの管理業務(市長の権限に属する事務を除く。)に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の処理に必要な体制の整備 ・関係機関との調整及び連携 ・情報の公開及び個人情報の保護に関する措置 ・利用者の安全の確保に関する措置 ・事業報告書の作成及び提出 ・経営状況を明らかにする書類の作成及び提出 ・その他管理業務に関する庶務、経理等の事務 ・運営に係る経費の支払 ・エックス線漏洩線量測定結果報告書の提出 ・利用者へのアンケート実施による利用者満足度、苦情等の把握に努めること。

4	管理の基準	<p>診療日：毎週火から木曜日まで (ただし、これらの日が高槻市立保健福祉センター条例第 11 条第 2 号及び第 3 号に掲げる日に当たるときは、休診とする。)</p> <p>診療時間：午後 2 時から午後 4 時まで</p> <p>受付日等：火曜日から金曜日までの午前 10 時 30 分から午後 4 時 30 分まで。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に診療・休診、又は時間を延長・短縮することができる。</p>		
5	利用料金	<p>利用料金制(有・<input checked="" type="checkbox"/>無)</p> <p>高槻市立保健福祉センター条例第 20 条及び第 21 条に規定する診療料等については、市の収入とする。</p>		
6	指定の期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日		
7	応募予定者	(一社)高槻市歯科医師会		
8	応募の方法	別紙「指定要件書」3(4)のとおり		
9	選定の基準	別紙「指定管理者候補者選定評価表」のとおり		
10	指定管理料	58,170 千円以下	(参考)	
		<想定収支>	<R7 予算>	<R6 決算>
		支出：58,170 千円	53,139 千円	52,020 千円
		収入：58,170 千円	53,139 千円	53,139 千円
		(内指定管理料)		(48,667 千円)
		差引：0 千円	0 千円	1,119 千円
				1,015 千円
11	特記事項	令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日については、(一社)高槻市歯科医師会を指定管理者として指定した。		
12	所管課	健康福祉部 健康医療政策課 担当：氏原・吉岡 電話：661-9330		

高槻市口腔保健センター指定管理者指定要件書

1 指定管理者選定の目的

高槻市立保健福祉センター条例（平成5年高槻市条例第6号。以下「センター条例」という。）第13条の規定により設置された高槻市立口腔保健センターの管理運営に当たって、施設の管理をより効果的、効率的に行い、身体障がい又は知的障がいその他の障がいを有する者（以下「障がい者等」という。）の健康の増進と福祉の向上を図るため、市民サービスの向上、経費の節減等を図ることを目的として施設の管理に関する業務を行う指定管理者を指定する。

2 施設の概要

名 称	高槻市立口腔保健センター（以下「口腔保健センター」という。）	
所 在 地	高槻市城東町5番1号	
建物の概要	構 造	鉄筋コンクリート造り 地下1階地上3階建て
	敷地面積	2,386.46 m ²
	建築面積	1,459.40 m ²
	延床面積	5,983.31 m ² （うち、口腔保健センター 515.41 m ² ）
	施 設	診察室、刷掃指導室、レントゲン室、機能訓練室、技工室、医局、事務室、研修会議室、待合ホール 等
	設 備	デジタルパノラマX線撮影装置、術者用カートユニット5台 等
設置年月日	平成5年6月1日	
施設の現状	口腔保健センターは、地域開業医では治療が非常に困難な障がい者等の歯科診療等を実施し、障がい者等の健康の増進と福祉の向上に寄与しています。	
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がい者等に対する歯科の診療に関すること。 ② 障がい者等に対する口腔疾病の予防、歯科口腔衛生に関する啓発等に関すること。 ③ その他口腔保健センターの運営に関して市長が必要と認める業務 ④ 施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。 ⑤ 施設等の利用の許可に関すること。 ⑥ 施設等に係る経費の支払に関すること。 ⑦ 指定管理者は、施設賠償責任保険、傷害保険、医師賠償責任保険、その他管理運営に係る損害補償に必要な保険に加入するものとする。市は建物総合損害保険（火災保険）に加入するものとする。 ⑧ その他口腔保健センターの管理業務（市長の権限に属する事務を除く。）に関すること。 	

利用者数 (令和6年度)	受診患者数	1,935人
収支の状況 (令和6年度)	管理経費	¥52,019,695円
	収入 指定管理料	¥53,139,000円
	診療収入等	¥21,510,047円
*なお、診療収入等は市の収入であり、経費は指定管理料で賄う。		

* 別途 全体図面、施設・設備図面、備品関係等を添付

3 基本的条件

(1) 管理者として果たしていただくべき責務

市の公の施設として、口腔保健センターの管理運営を行うにあたり、次の事項について遵守すること。

- ① 口腔保健センターの利用に際しては、平等かつ公平な取扱いをすること。
- ② 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨に則り、管理業務に関して個人情報の保護のために必要な措置を講じること。
- ③ 指定管理者は、高槻市情報公開条例（平成15年高槻市条例第18号）の趣旨に則り、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じなければならない。
- ④ 労働関係法の遵守

(2) 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
市議会の議決後、市が指定した日に確定するものとする。

(3) 管理運営経費

指定管理料	58,170千円以下
想定収支 支出	58,170千円
収入	58,170千円

- ① 指定管理料の額及び支払の方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定において定めるものとする。
- ② 指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を指定管理料によって賄うものとする。なお、別紙「リスク分担表」に記載のとおり、事業運営に影響を及ぼす著しい物価・金利の変動があった場合は、協議を行うものとする。

(4) 申請にあたっての提出書類・提出部数等

高槻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年高槻市規則第16号）第3条に定める書類に加え、以下の書類を提出するものとする。

なお、各書類については、正本1部、各写し2部を同時に提出すること。

- ① 就業規則の写し（労働基準監督署の収受印のあるもの）
- ② 労働保険料納入証明
- ③ 社会保険料納入証明書又は社会保険料納入確認書

なお、法人については当該法人の登記事項証明書及び法人若しくは団体の役員名簿（役員名簿には、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者及び支配人の氏名、住所、生年月日を記載する）を提出すること。

ア 提出期限 令和7年9月3日(水)
イ 提出先 健康福祉部 保健所 健康医療政策課

<応募に当たっての留意事項>

- ① 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがある。
- ② 応募書類及び追加資料は、返却しない。
- ③ 応募書類及び追加資料は、高槻市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- ④ 応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とする。
- ⑤ 個人情報の取扱いについて

提出された役員名簿に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に管理する。この個人情報については、高槻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年高槻市条例第1号）第4条第2号から第6号までに規定する欠格事項に該当しないことの確認のため、警察への照会に使用する。なお、目的外利用をすることは一切ない。

(5) 指定管理者と市の責任分担

指定期間中の指定管理者と市との責任分担（リスク分担）は別紙のとおりとし、別に締結する協定書に明記する。

(6) 提案内容等の遵守

指定管理者は、提案事項を遵守しなければならない。

4 選定方法・評価基準

高槻市指定管理者選定委員会において、別に定める評価基準により審査を行い、その審査結果を反映した意見により選定する。

5 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、令和7年12月に開催される高槻市議会で議決を受けた後、市長が行う。

また、議決後、市と指定管理者は管理業務の実施にかかる詳細事項について協議を行い、協定書を締結する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 管理運営方針

指定管理者は、管理業務の遂行にあたり、「公の施設」としての口腔保健センターの性格を十分に認識し、地域開業医では治療が非常に困難な障がい者等の歯科診療等を実施し、障がい者等の歯科保健施設として、適切な診療や指導・啓発に当たるとともに、施設等について、日常又は定期的に必要な保守点検業務を行うことにより、最良の状態を維持するよう努めることとする。

また、指定管理者が実施する業務は、特に高度な知識と経験が必要であり、後継者の確保が困難な状況ではあるが、後継者育成に対しても配慮するものとする。

- ・ 診療日 毎週火から木曜日まで（ただし、これらの日がセンター条例第 11 条第 2 号及び第 3 号に掲げる日に当たるときは、休診とする。）
- ・ 診療時間 午後 2 時から午後 4 時まで
- ・ 受付日等 火曜日から金曜日までの午前 10 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

※ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に診療・休診し、又は時間を延長・短縮することができる。

(2) 管理運営業務の内容

指定管理者は、次に掲げる口腔保健センターの管理業務を行うものとする。

- ① 障がい者等に対する歯科の診療に関すること。
- ② 障がい者等に対する口腔疾病の予防、歯科口腔衛生に関する啓発等に関すること。
- ③ その他口腔保健センターの運営に関して市長が必要と認める業務
- ④ 施設等の維持管理に関すること。
 - ・ 施設等の日常的な保守点検、修理及び清掃
 - ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）の対象機器に対する目視等の簡易点検
- ⑤ 施設等の利用の許可に関すること。
 - ・ 許可申請の受付及び許可
 - ・ 診療料、文書料等の徴収
 - ・ 利用者の応接
- ⑥ 施設等に係る経費（電話料金、インターネット回線使用料、FAX 使用料、NHK 放送受信料、コピー機及びレセプトコンピューターのリース料、エックス線漏洩線量測定料（ガラスバッジによる個人線量測定を含む。）等）の支払に関すること。
- ⑦ 指定管理者は、施設賠償責任保険、傷害保険、医師賠償責任保険、その他管理運営に係る損害補償に必要な保険に加入するものとし、市は建物総合損害保険（火災保険）に加入するものとする。
- ⑧ その他口腔保健センターの管理業務（市長の権限に属する事務を除く。）に関すること。
 - ・ 管理業務の処理に必要な体制の整備
 - ・ 関係機関との調整及び連携
 - ・ 情報の公開及び個人情報の保護に関する措置

- ・利用者の安全の確保に関する措置
- ・事業報告書の作成及び提出
- ・経営状況を明らかにする書類の作成及び提出
- ・その他管理業務に関する庶務、経理等の事務
- ・運営に係る経費の支払
- ・エックス線漏洩線量測定結果報告書の提出
- ・利用者へのアンケート実施による利用者満足度、苦情等の把握に努めること。

(3) 指定管理者に係る権限

- ① 診療時間及び診療日は、センター条例第 18 条及び第 19 条に定めるところによる。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に診療・休診し、又は時間を延長・短縮することができる。
- ② 施設等の利用の許可は、センター条例に基づき、公平かつ公正に行うものとする。
- ③ 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめ、その内容を市と協議しなければならない。なお、自主事業を実施する場合は、管理業務及び自主事業はそれぞれ区分して経理し、申請時に管理業務及び自主事業それぞれ収支計画書を提出すること。各年度の収支報告書も同様とする。
- ④ センター条例第 20 条及び第 21 条に規定する診療料等については、市の収入とする。

(4) 管理業務の処理体制

- ① 指定管理者は、口腔保健センターの管理業務に従事させる歯科医師、歯科衛生士やその他の専門職員、事務職員（以下「職員」という。）を確保するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。また職員のうちから、1 人を統括責任者として配置しなければならない。
- ② 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員に異動があった場合も、同様とする。
- ③ 指定管理者は、職員に対して、管理業務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。特に、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、職員の指導に努め、適時訓練を行うものとする。
- ④ 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（医療事故、施設等の破損事故等という。）が生じたときは、直ちに市に報告し、その処理方法について、市と協議しなければならない。
- ⑤ 管理業務の処理に関して生じた医事紛争については、指定管理者の負担と責任により処理に当たるものとする。ただし、重大な医事紛争については、その紛争が指定管理者の故意又は重大な過失による場合を除き、市の負担と責任により最終処理に当たるものとする。
- ⑥ 管理業務に関して生じた職員の災害については、高槻市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年高槻市条例第 52 号）に準じて指定管理者が補償する。
- ⑦ 市は、前 2 号に要する経費を担保するため、医療事故賠償保険等の費用を指定管

料料に含めるものとする。

- ⑧ 指定管理者及びその職員は、管理業務の処理において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。指定期間が終了した後も、同様とする。

(5) 管理運営にあたって遵守すべき法令一覧

- ・医療法（昭和 23 年 7 月 30 日法律第 205 号）等、関係法令

(6) その他

- ① 市は、口腔保健センターの施設等及び口腔保健センターにあらかじめ備え付けられた備品（市が所有する備品に限る。）を、指定管理者に無償で使用させるものとする。指定管理者が、その所有する備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、市にその旨を届け出なければならない。
- ② 指定管理者は、管理業務の処理に関して、別に会計を設け、経理を明確にしなければならない。
- ③ 指定管理者は、高槻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 9 条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- ④ 指定管理者は、経営状況を明らかにする書類を作成し、市の求めに応じ、これを提示しなければならない。
- ⑤ 指定管理者が行う管理業務の全部又は主要な部分の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、清掃、警備等の一部の業務については、この限りでない。
- ⑥ 指定管理者は、指定管理者又は職員が、管理業務の履行に際し、高槻市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、高槻市職員等からの内部通報に関する規則（平成 24 年高槻市規則第 45 号）に基づき、その事実を通報できることについて、職員に周知するものとする。
- ⑦ 市が口腔保健センターを災害の発生その他特別の事情があり優先的に使用する場合は、指定管理者はこれに協力することとする。

リスク分担表

項目	事項	内 容	負 担 者	
			高槻市	指定管理者
共通事項	法令・制度の改正	事業運営に影響のある法令・制度の改正	協議事項	
	税制の改正	消費税の税率の変更	○	
		法人税その他事業に影響を及ぼす税率の変更		○
	物価・金利の変動	物価・金利の変動		○
		事業運営に影響を及ぼす著しい物価・金利の変動	協議事項	
	資金の調達	必要な資金の確保		○
	周辺地域・住民，利用者への対応	事業運営に係る利用者、地域住民等からの苦情対応及び地域との協調		○
		施設の設置及び指定管理者制度の適用に関する苦情対応	○	
	安全性の確保	施設の運営・維持管理に係る安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）		○
	第三者への賠償	施設運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合		○
施設自体の瑕疵により第三者に損害を与えた場合		○		
応 募	応募の費用	応募に係る費用の負担		○
準 備	引継ぎの費用	施設の管理業務の引継費用		○
		施設の引渡しに係る原状回復費用		○
管理運営	事業の中止・延期	高槻市の責任による遅延・中止	○	
		法令その他制度の変更等により高槻市の建物所有が困難になったことによる中止	○	
		指定管理者の責任による遅延・中止		○
		指定管理者の事業の放棄・破綻		○
	減免制度	減免制度の対象者の拡大	○	
	天災等による事業の中止	大規模な災害等による事業の中止	○	

	市場の変化	利用者の減少，競合施設の増加等による収入減、経営不振		○
	自主事業	自主事業の実施に伴う損害の賠償		○
		自主事業の実施に伴う苦情対応		○
維持管理	維持補修	指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修		○
		高槻市の発意により行う施設・設備・外構の改良、維持補修	○	
		施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び日常のメンテナンス）		○
		経年劣化による施設・設備・外構の維持補修（1件30万円未満）及び施設の管理上緊急を要する維持補修		○
		経年劣化による施設・設備・外構の維持補修（1件30万円以上）	○	
		事故・火災による施設・設備・外構の維持補修		○
		天災その他不可抗力による施設の躯体・設備の損壊復旧	○	
		法令の改正により必要となった施設の躯体・設備の維持補修	○	
		修理修繕	経年劣化による高槻市の備品の修理・修繕（1件30万円未満）	
	経年劣化による高槻市の備品の修理・修繕（1件30万円以上）		○	

別紙

評価基準

価格評価点とサービス水準等評価点を合算した総合評価点を算定して行う。それぞれの割合は、価格評価 30%、サービス水準等評価 70%を基準とする。価格評価点は、市の提示額に対する応募者の提案額の割合を点数化する。

評価基準	評価項目	配点
市民の平等な利用の確保に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設の目的を理解し、管理者意識を持って運営すること ② 公の施設の管理者として、社会的責任を果たす姿勢があること ③ 利用者からの苦情申し立てに適切に対応・処理し、解決できる体制があること ④ 障がい者等の歯科診療等を適切に行える体制があること 	20
公の施設の効用を最大限に発揮することと、管理経費の縮減に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該施設管理の実績があること ② 経費削減についての考え方、方法が適切であり、実現の可能性があること ③ 施設の設置目的を踏まえた効率的な事業実施計画があること ④ 障がい者等の歯科診療等の確保について理解し、業務遂行意欲と熱意があること 	20
公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> ① 安定した組織運営を継続していること ② 健全な財政状況を継続していること ③ 公の施設であることを念頭において、公正かつ透明な運営を行えること ④ 公の施設の観点から、関係法令を遵守した運営方針であること ⑤ 労働基準法の遵守等、適正な労働条件を整備していること ⑥ 個人情報保護の理解と管理体制が適切であること ⑦ 施設、設備、備品等の保全の考え方、維持管理体制が適切であること ⑧ 時期、方法、内容等が適切であり、具体性のある研修計画であること ⑨ 省エネルギーなど環境に配慮した運営を行えること 	40

市民サービスに関する事	① 利用者のニーズを把握・理解し、十分な配慮を行う意欲があること ② 利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供できること	10
危機管理体制に関する事	① 事故発生時に速やかな対応ができる体制があること。 ② 安全への考え方が適切で緊急時の対応について、具体性のある体制があること。	10
———	———	※100

※サービス水準等評価点の割合を乗じて価格評価点と合算し、総合評価点とする。

指定管理者候補者選定評価表（例）

－サービス水準等評価－

<評価基準>

評価点	大変良い	良い	普通	やや不十分	不十分
5点	5	4	3	2	1

対象施設： 高槻市立口腔保健センター

所管課： 健康福祉部 保健所
健康医療政策課

評価項目（★は規則に定める項目）		配点	評価点
1 市民の平等な利用の確保に関すること。		20	0
★(1) 団体の理念、姿勢及び社会的責任	・施設の目的を理解し、管理者意識を持って運営すること ・公の施設の管理者として、社会的責任を果たす姿勢があること	5 5	
★(2) 施設の利用者への対応	・利用者からの苦情申し立てに適切に対応・処理し、解決できる体制があること ・障がい者等の歯科診療等を適切に行える体制があること	5 5	
2 施設の効用の最大限の発揮及び管理経費の縮減に関すること。		20	0
★(1) 類似施設の運営実績	・当該施設管理の実績があること	5	
★(2) 効率的運営及び効率化への取組	・経費削減についての考え方、方法が適切であり、実現の可能性があること ・施設の設置目的を踏まえた効率的な事業実施計画があること	5 5	
★(3) 指定への意欲及び熱意	・障がい者等の歯科診療等の確保について理解し、業務遂行意欲と熱意があること	5	
3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること。		40	0
★(1) 団体の安定性及び継続性	・安定した組織運営を継続していること ・健全な財政状況を継続していること	5 5	
★(2) 団体運営の公正性及び透明性	・公の施設であることを念頭において、公正かつ透明な運営を行えること	5	
★(3) 団体運営における法令の遵守	・公の施設の観点から、関係法令を遵守した運営方針であること ・労働基準法の遵守等、適正な労働条件を整備していること	5	
★(4) 情報セキュリティ対策への取組	・個人情報保護の理解と管理体制が適切であること	5	
★(5) 施設管理の安全性への配慮	・施設、設備、備品等の保全の考え方、維持管理体制が適切であること	5	
★(6) 職員の研修	・時期、方法、内容等が適切であり、具体性のある研修計画であること	5	
(7) その他管理に際して必要な事項	・省エネルギーなど環境に配慮した運営を行えること	5	
4 市民のサービスに関すること。		10	0
(1) 利用者ニーズに関する取組	・利用者のニーズを把握・理解し、十分な配慮を行う意欲があること ・利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供できること	5 5	
5 危機管理体制に関すること。		10	0
(1) 事故への対応	・事故発生時に速やかな対応ができる体制があること	5	
(2) 防犯・防災の対応	・安全への考え方が適切で緊急時の対応について、具体性のある体制があること	5	
合 計		100	0